

仙台市太白区文化センター【楽楽楽ホール・展示ホール】 施設使用料の減免について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下の施設を定員の半数以下でご利用の場合、施設使用料の50%を減免します。

※対象となる利用については「施設使用料減免の取り扱いについて（令和3年9月13日～令和4年3月31日まで）」をご覧ください。

| | |
|--------------|--|
| 1. 対象施設 | 楽楽楽ホール ・ 展示ホール |
| 2. 減免期間 | 令和2年6月19日 ～ 令和4年3月31日まで |
| 3. 減免内容 | <p>定員の半数以下の人数で利用することを条件に、施設使用料の50%を減免します。</p> <ul style="list-style-type: none">●定員：楽楽楽ホール タイプ1 最大674名（半数：337名） 楽楽楽ホール タイプ2 最大610名（半数：305名） 展示ホール 椅子席150名（半数：75名） 展示ホール 椅子席120名（半数：60名） <p>※上記と併せて使用する楽屋も減免対象とします。 ※附帯設備使用料・冷暖房使用料は減免の対象外とします。 ※準備料金の区分（本番料金の1/2）の施設使用料は、さらに50%減免します。 ※別の理由で減免をする場合には、重複して減免は行いません。 ※実際のご利用人数が定員の半数を超えた場合は、減免措置が取り消され、差額をお支払いいただきます。</p> |
| 4. 減免適用の経過措置 | <p>この減免は、<u>感染拡大防止に配慮したイベントの促進</u>を目的としています。そのため、新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化したことにより、仙台市から施設利用者に対して施設利用の自粛要請を行った場合は、当該期間中の減免申請の新規受付を停止することとします。</p> <p>※自粛要請に応じて施設利用をキャンセルした場合は、キャンセル料を全額減免します。また、すでにお支払いいただいている施設利用料は全額返金します。</p> |

* 仙台市の施設利用制限基準が変更された場合には、減免の内容が変更されることがあります。
(令和3年9月13日現在)

仙台市太白区文化センター
Tel 022-304-2211
Fax 022-304-2746